

## 【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑪

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月9日（月）18：00～20：00

場所：いわき市文化センター

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

### 質疑応答

参加者：今日は中間貯蔵施設に関してちょっと意見を述べさせていただきますが、国は中間貯蔵施設を福島県復興に欠かせない公共事業だということを前面に発言を繰り返していますが、この迷惑施設の原因を元を正せば、事故を招いた東京電力と国が原子力事業推進に力を入れて、原発の安全対策、管理をおろそかにした結果責任だと思います。しかしながら、国はいまだに責任の所在をほごにしているようにしか感じられません。実際、この悲惨な放射能事故は福島県民を苦しめ、特に大熊、双葉においては美しい大地は高い放射能に侵され、人の住まない町になった現実を国は重く受け止め、この中間貯蔵施設においても福島県民に対する代償のひとつにすぎないことを認識すべきだと思います。

現在も、放射能による高汚染地域は大熊、双葉両町に多数存在しており、現在の除染技術では、帰還まではほど遠い上に深刻な問題、および中間貯蔵施設、大きなマイナス要因が加算され、住民がさらにふるさと、永住の地を諦めなければならない状況に追い込まれたことを国は痛感すべきです。

その点も踏まえ、国は中間貯蔵施設建設により物理的に帰れない地域と同様に、放射能により科学的に数十年入れない地域があることも認め、単に貯蔵施設の線引きで判断するのではなく、高汚染地域で入れない地域に対しても用地補償など、幅広い補償を実行していくべきだと思います。

それでは、質問に入りますが、新聞等で中間貯蔵施設の用地補償において該当地域の解除期間は5年から10年と見なし算定すると書かれておりましたが、捉え方によっては双葉、大熊の住民が帰還できる年数とも取れますが、国はこの短い期間で帰還できると考えておられるのか、端的にご説明願いたいと思います。また、それが帰還年数でないのなら、廃炉、中間貯蔵施設等の諸問題は除外した上で、除染およびライフラインの構築、公共施設、商業施設の完備、完了を含めトータルで何年後に安全な帰還ができるのかをある程度、時間的に余裕を見た上で、抽象的な話ではなく、想定年数でご回答ください。

もし回答ができない趣旨の返答や、帰還まで数十年以上の回答であるならば、われわれ住民は国や自治体の言うふるさとの帰還は作り事としか捉えられません。また、国の担当者が住民に対し、曖昧な回答のみで真摯な説明責任が果たせないのであれば、放射能により帰れない地域があることを認め、国は再度補償再考をご検討願います。以上です。

内閣府：いつになったらお帰りいただくことができるのかというお話、ご質問をいただきました。私も内閣府のほうでは避難指示の解除、あるいはその。

参加者：まずは5年から10年のこの数字の疑問に関してご説明願いたいと思います。

内閣府：私どもの中では、5年から10年という数字はお出しした記憶はございません。まさにどういった状況になるとお帰りいただくことができるのかといった考え方を、まずお話しさせていただければと思います。

参加者：質問は、われわれが相当年数で何年で帰れるかという話を聞いてるんです。だから、ある程度時間的なもの、20年だとか5年だとか、そういう数字を聞きたいんです。だから曖昧な数字だとか、抽象的な話は要らないです。われわれは基本的には、帰還っていうのは10年でも、と普通は思いますけども、それが20年、30年ならば、年配の方々、もう実際的に厳しいんですよ。でもその数字が分からないのでは、これは虚構としか取れません。

内閣府：ご質問の趣旨が、非常にご理解させていただきます。ただ、今現在、何年たったら皆さま方にお帰りいただける土地に戻るのかということについては、まだ明確な答えは出てないと承知してございます。

参加者：それでは、実際除染しますと言って、帰還を、ふるさとに戻ると言ってもいつ帰れるか分からないんですか。じゃあ、それが分からないんだったら、これは作り話でしかないということですよ。

環境省：線量の見通しについてご質問があったんだというふうに理解をしております。それで、実際どれぐらい線量がこれから下がっていくのかということは、これはいわゆる自然に下がっていく物理減衰、あるいはウェザリングと申しまして、自然に風などにさらされて、あるいは雨で打たれて下がっていく分と、あとそれから当然ながら除染で下がるという部分がある。

参加者：半減期は30年ですよ。

環境省：はい。それで、まず除染をしたときにどれぐらい下がるのかという実証事業を、私も帰還困難区域の中で行っております。それで、これについては平成25年の10月からこれをやっております、3月末にこの除染作業を終了しております、現在取りまとめを行っております。

ちょっと専門的になって恐縮なんですけれど、1メートルの空間線量率では除染をすることによりまして、ふたば幼稚園では67から73%、双葉厚生病院では67から71%、それから山田農村広場では39から80%低減するということが実験で確認をされております。その地点について、今後の線量はどうなるのかということにつきましては、先ほどちょっとご紹介させていただきましたけれども、政府全体で取り組んでおる中で、特にご要望があったということで暫定的な数値を計算しております、その中では先ほど申し上げました3地点については、除染後の物理減衰等を踏まえまして、機械的な試算を行ってみますと、震災後10年で、おおよそ1.2から2.1マイクロシーベルト毎時というものになるという計算がなされております。

この推計なんですけど、くどくて恐縮かもしれませんが、なかなか誤差があったりするとか、あるいは将来の状況について不確実性があるということがありまして、なかなか正確に予測することは困難であるというところもございまして、その点、幅を持って解釈をしていただければというふうに思っております。また除染は線量が同じ地点でも地形が変わっていたり、土地利用の状況で変わってくると。

参加者：その2.1なんですけど、平均的に何マイクロシーベルトですかね。パー・アワーですか。

環境省：支援チームから答えていただいてもいいと思うんですが、いわゆる 20 ミリシーベルトで換算しますと、3.8 マイクロ。

参加者：いやいや、現実の話をしてるんですよ。双葉、大熊はいまだに 20、30 マイクロとか、多数存在してるんですよ。その 20 ミリシーベルトでは、実際 3.9 マイクロとかそんな話ですよ。それが 2.1 って半減じゃないですか。だから、われわれ現実の話をしてるんですよ。

環境省：はい。それで、例えば 1 ミリシーベルトの場合ですと、ご承知でいらっしゃるかもしれませんが、ある一定の過程をおいて、8 時間、外におられて。

参加者：もういいです。想定年数は何年かかるかって聞いてるんですよ。われわれはそういう抽象的な話じゃなくて、われわれ、帰るのは、それ時間、何年なのかって聞きたいんですよ。だから、先ほども言ったようにこの舞台に返されないのだったら、国がもう一度、政府とこのわれわれの住めない地域を、補償を再考していきたいという形で、これ以上話しても話になんないですよ。だから、この文言をもう持ち帰って国と話し合ってきてください。よろしくお願いします。

環境省：ありがとうございます。ただ今の、最初のいろいろ、思いの丈を述べられたというのは中間貯蔵は中間貯蔵だけれども、そこそこのほかのところも一体的に考えるべきではないかと。中間貯蔵のところは実際施設ができて、物理的に施設ができるけれども、そのほかのところもやはり一体的に考えるべきではないかと。同じようなご意見を実はいろいろな会場でいただいております。中間貯蔵については施設ができます。施設ができるということで。それで、そのほかもどうなのかと。おそらく同じだと思います。つまり、一体的に地域としてどうなのかというお話だと思いますので、これはいろんな方から意見が、ご意見出てるのは事実でございます。ただ今、2 人申しましたように、いつなのかとはっきりこう。

参加者：われわれはそれが知りたい。

環境省：ええ、そうなんです。それもいつなのかと答えるのも本当にそうなのかと、今答えられないのは現状なんです。それが。

参加者：だから、国と政府で補償を再考して。

環境省：そこをきちんと。

参加者：もういいです。

環境省：国としてきちんとしろというご意見だと思います。それは分かりました。ありがとうございます。本当に皆さま方、どこの会場でも同じご質問をされまして、どうなのかということですが、なかなか実際、今いろいろ言いましたようにぱしっと答えられないのは現状でございます。そこはなんとかご理解いただきたいと思います。ただし、いただきました意見につきまして、きちんと持ち帰らせていただきたいと思います。そういうご意見もあると、あつたと、これはここだけではございません。ほかのところでもかなりございますので、そういう意見があつたということで、政府全体でちょっと受け止めさせていきたいと思います。

参加者：まず、私が質問している立場なのかどうかを確認したいのですが、私はいわき市に55年住んでおりまして、大熊町に土地、アパートを所有している。これは22年。で、3.11に事故があつたということで、やっとテーブルに着けたのかなというふうに思つてんですが、先ほど司会者の説明では私はどう考えてもその中に入れないんじゃないの。というのは、私の土地持って、建物持ってるのは下野上ですかね。ということであれば、私は質問している立場になるんですか？ 今回、ここにおいでになっている住民の方々は、6号線の西側の方はおられないんでしょうか？

環境省：町民の方は大熊町、あるいは双葉町の町民であれば今回対象になってございます。あとは、一応、候補地内の不動産をお持ちの方、それからあと企業の方ですね。この方々を対象に説明会を開催しております。候補地内の土地をお持ちでしょうか？

参加者：持っておりません。避難困難区域ですよ。

環境省：今は町民という方。

参加者：いや、町民じゃないですよ。大熊町にアパートを造って、協力者だと思うんですけど、そこから賃料を得て生活をしているという者なんですけど。

環境省：それじゃ、大変申し訳ないんですが、原則傍聴ということになってございます。それで、限られた時間でございますので、大熊町民、あるいは双葉町民の方、優先的にご意見を伺ってますので、もし後半、ちょっと時間があるときに。

参加者：いや、それじゃ、まずひとつだけ質問させてください。今の方と同じ話です。東京電力は27年の2月で営業補償終わりますね。ということは、中間貯蔵施設ができるんじゃないかと、廃炉も終わり、住民が戻れるということじゃないですか。

環境省：少々お待ちになってください。大変申し訳ございません。終わってから個別にお話をお伺いしたいということでございます。大変申し訳ございません。町民の方を優先しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

参加者：私は大熊町は竹島？ それとも北方領土？ それから、尖閣。これは国民の財産で、大熊町の方であろうと、双葉町の人であろうと、日本国ですよ、ここ。それで住民と同じ立場に乗せないというのは、東京電力が言ってるのと一緒じゃないですか。今まで東京電力は私は第三者行為によって家賃補償をもらってただけですよ。家賃をもらってただけですよ。

環境省：大変申し訳ありませんが。

参加者：それが納得できなければ。

環境省：大変申し訳ないんですが、この場はあくまでも双葉町、大熊町町民を対象にした説明会でございます。

参加者：いや、そういう状況であつたら、いわき市に今、たくさんの方が来ているんですね。そういうことを考えてくださいよ。

環境省：申し訳ございません。本説明会は中間貯蔵施設の説明会ということで、中間貯蔵施設ができる両町の町民の皆さまと、その敷地、中間貯蔵施設の今回お示しさせていただきました敷地に権利をお持ちの方、企業の方をまずは対象とさせていただいておりますので、そういう個々のご質問、大変申し訳ないんですが、終わってから受けさせていただきますので、ご理解お願いいたします。まだ町民の方で手を挙げておられる方もおられますので。大変申し訳ございません。

参加者：今日はどうも、遠いところ皆さんどうもありがとうございました。ひとつは、私聞きたいのは、中間貯蔵の範囲ですけど、6号線で仕切ったことについての説明をお聞かせをお願いします。あともうひとつは、これからも結局国は、町の復興に対しての

どういうふうな、というような、結局考えを持っているか。そこら辺をちょっと聞きたかったものですから、そこら辺をおひとつ、ふたつ、結構ですから。

環境省：どうもありがとうございます。中間貯蔵施設、あるいはいろんな施設をやはり造るときには、どこかでこの施設の範囲というものは出るものでございます。先ほどの方と本当に密接に関係しますけど、これはどこまででも範囲を広げるということも現実問題いきませんので、そうしましたらわれわれとしては、必要な施設の範囲というのを設定し、なるべくやはり影響範囲を小さくするという意味もありまして、なるべくその必要最小限の敷地にするという基本的考えがございまして、それにあたってはどこかで敷地境界が出るということは、ご理解なにかいただきと思っております。

国道6号線、もう一度ちょっとお手元の地図をお開きいただけますか。17ページ、18ページで地図、載せさせていただいておりますが、国道6号線から西側でなくて東側ということでございます。これは全体の土量あるいは施設の一体的管理。例えば道路に沿って分別施設があって、そこから減容化あるいは付帯施設あるいは土壌貯蔵施設、緩衝緑地という配置をするうえで、ここは先ほど申しましたように、地形が非常に谷地形、台地形とございまして、有効活用するにあたって必要最小限このエリアが必要になったということでございます。

で、それと道路に面してございますので、道路からのアクセスも非常にいいということと、必要最小限の面積で、これだけの面積、取らせていただいたということでございます。

復興庁：復興庁でございます。復興に対する考え方というご質問を頂戴いたしました、ありがとうございます。大熊町につきましては、大熊町さんのほうで現在復興ビジョン、大川原を中心にした復興ビジョンというのを作られておるところでございます。双葉町さんにおかれましては、今年度から長期的な復興ビジョン、こういうものを作られるということ、承知しておるところでございます。これらにつきましては、国といたしまして積極的に協力をさせていただき、なんとか実現の方向に向けていきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、先ほどご質問いただきました通り、なかなか現在も、それだったらいつ戻れるのかというところのものにつきましては、まだ見通しがついておらないというところございまして、ここは大変申し訳なく考えておるところでございます。

そのほか、現在イノベーションコスト研究会というものを、原子力災害対策本部のほうで研究会を開いているところでございまして、この相双地域全体の将来を見ますと、産

業発展、東電の廃炉とか、さまざまな今後、技術開発、廃炉に向けた技術開発等が必要で  
ございますので、それ以外の産業発展というものも含め、相双地域において、どのように  
企業の誘致をやっていくかといったようなことも、さらに検討を深めていきたいというふ  
うに考えておるところでございます。以上でございます。

参加者：結局、私から見ると、都合のいいように結局、6号線でしきったようにしか考え  
られないんですね。結局、その西側のほうの人のことはもう、考えてないと思うんですよ  
ね。だから西側も、なんですか、地域も少しは考えなくちゃ国は駄目だと思うんですよ  
ね。結局、なんですか、6号線の脇の人はどうすんすか、これ。そんなあれでしょ。たまたま  
結局、予算が少ねえかなんとかは知らないですけどね。ええ。だけでもやっぱり、私らの  
考えは結局、広げてもらいたいと。ね。これほかのどこの県でも今、最終処分場、指定廃  
棄物、最終処分場も、仙台でもどこでもみんな反対じゃないですか、みんな、土地なんて。

私が言ってるのは、少し広げてもらいたいって言ったら、国が喜んでそれを受け入れる  
ってなんないでしょ。だから、もっと西の、ね、東ばっかの話じゃなくて、西のことも少  
し考えてくださいよ。それはね、予算ねえとかなんとかつつたって、ほかさつくんだっ  
たらいろいろなこと考えてもらったら、いろいろ。双葉町もいろいろ同じだと思いますけ  
ど。

少しそこら辺をね、簡単に新聞発表しちゃってさ、もうそれをもう、あれだよ、それを  
今度それで決めちゃってっていう話じゃ、私は駄目だと思いますよね。もう少し地元の住  
民の話聞いて、そして西のほうにも少し考えてもらわなくちゃ。結局、それに伴う住民  
の話もある程度聞いてくなくちゃね。私はそれは、国の一方的な話だと思うよ、それ。

ただ、私は中間貯蔵は賛成ですよ。これ誰でもできるわけじゃないですね。中間貯蔵は  
誰もができるわけじゃないです。国しかできないんですから、この手の話は。やることは  
国しかできないんだよ、この話、中間貯蔵ってなんだって。ただ、私が言いたいのは、造  
ってもいいけど結局、もうちょっと考えてくださいよと。地元の話でも聞いて、よく  
吸い取って。そこら辺はもうちょっとね、私は要望しますよ。

もうちょっとね。日本の官僚がしっかりしねえとこうね。日本のここなんですよ、これ。  
もうちょっと官僚もね、ここで一肌脱いで。もうちょっと国のために頑張ってくださいよ。  
だからわれわれも住民もね、国が一生懸命やれば応援すつとことは応援しますよ。

あとはね、もうひとつ。今の復興ですけど、復興庁ですけどね。だからあれですね。復  
興ももう少し国が力入れて、結局ごんまりしたことをやったって、私は将来、人々がや

っぱり、避難した人たち、その、何世代かでそれは戻って来たくてもちゃんとしたことをしなくちゃ戻って来ないと思いますよ。

だから、国ももう少しね、うん。力を入れて、そしてもう少しとにかくその便利なきちっとした町をつくんなきゃ駄目ですよ。うん。とにかくそういう町に少なくともしなくちゃ、誰も帰って来ないよ。誰も。みんな便利がいい町に今、みんな行ってるんですから。そんでまだ、常磐線単線化でしょ、これ常磐線。もう少しこれ、国も力を入れて複線化してくださいよ。仙台からいわきまで複線化してくださいよ。

環境省：どうもありがとうございます。現在の私ども、皆さまにお示しました中間貯蔵施設の、施設の範囲というのが、国道6号線から海側になっております。今のお話非常に重いお話で、もっと西側に広げられないかというお話でございます。これ例えば、国道6号線によりまして、いくつかの行政区が、行政区でもやはり国道6号線で東にあたり西にあたりということがあって、そのお話もいろんな方から実はいただいております。

あるいは国にしかこういう施設はできないと。国がもっと前面に立ってやるべきじゃないかというご叱咤をいただきました。本当に私ども、一生懸命やっておるつもりではございますが、なかなか今、ご指摘があったような、期待にも応えられてないというのは歯がゆく思っておりますが、私ども一生懸命やっておるつもりではございます。

それと、やはり敷地というのは、何度も申しますが、どっかではやはり、こういう事業やる場合には切らないと。それは敷地境界は出ます。ただ、今ご指摘もございましたように、もっと広げてもらいたいとか、あるいはもっと幅広く考えるべきだと。先ほどのご意見も通じるものがありますけど、そういうご意見、この説明通じて多くいただいているのも現実でございます。例えば、緩衝緑地もつといるんじゃないかとか。そういうご意見あったことは、ちょっと重く受け止めさせていただきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

復興庁：大変ありがとうございます。細かなことではなくて、帰りたいまちづくりをぜひ実現してほしいというご要望だと受け止めさせていただきます。

参加者：小さいと、とりずらいんでね、大きくしなさいよ。

復興庁：はい、ありがとうございます。

参加者：大きくしなさいよ。

復興庁：そのつもりで町、県と共に取り組みたいと思います。

参加者：3点ほどそちらのほうから質疑がありますんで、3点について伺いたいと、こういうふうに思っております。第1点目であります、今、中間貯蔵、線引きの話も出てきましたが、これが実装されて、高いのから低いのからいろいろ、さまざまな貯蔵が、線量ですが、その周辺環境がどのようになっていくのか。これを見ますと、結果というものがまだないような感じもしますが、やはりその基本的なものが、内容っちゃうのは私は理解できないです。どう変わっていくのか。これひとつ。

それから、ここでね、生活再生・地域振興、こういうことを申し上げてはおりますが、自由度の高い交付金、どんな交付金なんですか。これやって、具体性がまったくないわけです。これをご説明いただきたい。例えばなんて言わないで、おそらくここに出してる情報はこうなってるんですって、われわれこの地域の中でね、30年も帰ることできないって言うてるにも関わらず、この振興策とか復興なんて言われたってね、なかなかぴんと来ないですよ。

で、こういったものも含めてね、どんなことをするのか、とにかく。どんなこと考えてるのか。これをはっきりとお示しを願いたい。それが、われわれに対する、理解をもらうことの、中間貯蔵のある種は、大きなやっぱりテーマでないのかなと、こういうふうに考えます。ただ言葉だけでは私は、納得してません。

それから、町の振興もさっき含めてね。私は賛成と反対とも申し上げません。しかしね、今までいろんなこと見てみますと、私たちは好き好んでこうやって避難をして、今生活を元の生活に戻ることもしない。そういった悩みの中で生活してるわけですよ。

皆さん方はそういった局面に達したことないでしょ。ない人たちが考えてるんですから。東京の空の下でね。国会議員も考えてますから。だから私は納得いかないわけですが、もっとやっぱり真剣味を持って、そしてまたそれを30年したら、これは言うなれば条件みたいな話ですよ。石原大臣が言って、今日も国会で言っていました、質問の中で。必ずそれは法制化をしたい、と。

法制化をしたいっつうんならね、やればいいですよ。条件っていうのは先でしょ。違うんですか。今日も言っていました。中間貯蔵が許可されれば、これ誰に言ってんですか。造りたいほうが条件出すほうでしょ。違うんですか。私はね、いくらあっても言葉でついてもね、あまりにも住民に対してね、軽率な言葉の使い方でないかなと私は感じてます。

これはきちんと、はっきりとお答え願いたい。

環境省：どうもありがとうございました。ひとつ目のご意見・ご質問、周辺環境は工事の進捗と申しますか、事業の進捗に基づいてどうなっていくのかというお話でございます。17ページ、18ページの地図に載せてございますけど、非常に大きな範囲の事業になると思っております。例えば、これだけの大きな工事、一遍にはできません。従いまして、順次、例えばその、用地の取得ができた所から順次、設計して工事をやっていくことになると思っております。

まず、工事の手順としまして、やはり除染をして、除染と言いますか整地をしないといろんな施設できませんので、整地をするということになります。それとともに、整地をしながら例えば、その土壌貯蔵施設のところの掘削をするとか、あるいは受入・分別施設を建設していくかと、そういう実際的な手順があると思っております。

それと、周囲に与える影響ということをお話いただいたと思っておりますが、周囲に与える影響としましては、ひとつは先ほど申しました、大量の土壌が輸送されて来ますので、交通をどうするかというような大きな問題になっております。それと、与える線量につきましても例えば、この施設自体の中でわれわれ作業しないといけませんので、私ども実際作業しないといけませんので、そういうような土地の改善、あるいは除染を行って、地形を改善していくということになります。従いまして、線量を下げながら中で作業するということで、相当大規模な土地の改変をやりながら、作業していくことになると思っております。

あと、基本的な内容というお話でございましたが、この工事の種類にもよりますが、土壌を貯蔵する施設、これは谷地形に掘削をして埋めていくと。あるいは整地をして埋めていくと。それと廃棄物貯蔵施設。これは建屋を造って、中にドラム缶などで置いておくということが、同時並行的にいろんなものが一遍にこう、中間貯蔵施設に参ります。

例えば、除去土蔵。除去土壌でも例えば枝が入っていたり、土が入っていたり、土は水分であったり、葉っぱが。そういうものは燃やすことになりますので、いろんな作業が一遍に行われる。運搬も当然あります。しかしながら、この周辺環境へ与える影響を除染をしながら、あるいはトラックの影響を回避しながら行っていくことになります。

質問が非常に多岐にわたって、一遍にはお答えできませんけど、またどういところでどんな影響があるかということも、後ほどご質問いただければご説明させていただきたいと思っております。非常に大きな問題ですので。多岐にわたるご質問ですので、今のようなことでまずはご勘弁いただきたいと思います。

環境省：もうひとつ、新しい、自由度の高い交付金についてイメージが湧かないというご指摘ですけども、ここにも書いておりますけれども、新しく作ろうと思ってる交付金だけで全ての措置をやろうと思ってるわけではありません。

例えばすでに、復興関係の交付金であるとか他省庁のいろいろな生活支援の施策もありますので、それらを使った上で、今回の中間貯蔵施設は、正直言って迷惑施設だというふうに皆さんから言われていますけども、それによって影響が生じるときに、それをできるだけ緩和、もしくはリカバーするような形での支援をしたいという観点から、新しいものを作りたいということです。

例えばと言っていますのは、これしか使っちゃいけないよというものにするべきかどうかというのは、非常にわれわれも悩ましいところだと思っています。予算のことですから、なんでもかんでもいいですよ、と書くのも難しいんですけども、これしか使っちゃ駄目ですよって書くのが本当の趣旨にのっとるかどうかというのは、非常に悩ましいところだと思っております。ですからこういうところでいろいろお話も伺いながら、いい知恵をいただければ、少し項目を増やすというか、われわれも最終的には関係するところと協議・調整をしなければいけませんので、そういうことを考えてるところです。

今、「ふるさと結びつきを維持するための事業」と書きましたけれども、実際には皆さん今避難をされていて、こういう形でお集まりいただくのも、かなり遠くから来られてる方もいらっしゃる訳でたいへん聞いておりますけれども、気軽に昔のようにご近所付き合いをしようと思ってもなかなか難しいという実態があって、これは皆で集ってというのは、今でもそうなのかもしれませんけれども、中間貯蔵施設ができると、実際にエリアの中の方については、やはり土地を売っていただくと、また違うところに行かれるということもあろうかと思っておりますので、そういう連絡とか、会ったりするとか、そういうことが非常にやりにくくなってくるのではないかと。中間貯蔵施設ができると、今まで以上に。

で、そこについては、なんらかの提案が、少しでもご支援をできるようなことができないだろうかと思っている。あと書いてありませんけれども、非常に嫌な言葉ですけど、風評被害というのは当然想定されるわけですが、具体的に何をしたらなくなるのかというのは、やっぱりやりながら考えなきゃいけないと思いますけれども、それに対してこうすれば、こんなのができますっていうのは、これはまた実際にやっていく中で、町の当局であるとか、県であるとか住民の皆さんとかですね、いろんな方と知恵を出し合っただけということになると思いますけれども。

そういうことを少しでも良くしていくために、何ができるのか。それを実際に支援できるようなお金の使い方ができるような、制度設計をしたいというふうに思っています。や

っぱりどうしても、例えばって説明をせざるを得ないというところは大変申し訳ないんですけども、逆にこれしか駄目よということではなくて、趣旨にかなうものであれば、少し広げるなど。そういう意味での自由度が高いものをつくりたいという趣旨でございます。

参加者：法制化。

環境省：大臣の国会中継と申しますか、そちらをご覧になってたと思いますが、法制化の順序というお話がまずひとつありまして、あと言葉のどう言いますか、使い方という問題、おそらく同じ趣旨をおっしゃったと思いますが、まず法制化というのは、まだこれ施設の受け入れありきということではございませんので、法制化をしたら、施設も自動的に受け入れるんじゃないかという誤解があるということもございますので、そこはもう順番を気をつけてやっていきたいということでございます。従いまして、受け入れのご判断が先で、法制化はもうするというので、今日も資料にはもうこう載せさせていただいております。

それと言葉の使い方、真剣味を持ってきちんと言葉の使い方に注意すべきではないのかというご指摘、もっともでございます。もし大臣、私、大臣の部下としまして、大臣がそういう言葉の使い方が真剣味がなかったということであれば、私、大臣の部下としてこの場でおわびしたいと思ひますし、また、私もも言葉の使い方、大変申し訳ないんですけど、十分気をつけてやってきてるつもりではいますけど、誤解の受けないような使い方、また一層心掛けていきたいと思ひますので、何とぞお許しいただきたいと思ひます。

参加者：再質問になるのですが、今説明をされました法制化の問題。これ法制化の上にもまた法制化をしないとね、私は駄目だと思つてますよ。いくら法制化をしたってね、変えることはできるわけですから。その時期、来たら、その時期までは生きてつとは思わないですが、必ずそれは法制化をしたら、それを完全に守れるかっつたら、私は守れないと。守るためには、その上の何か。そうですね、それ破った場合にはどうこうって。国がやっぱり決めるわけですから、法制化つつうのは、それを変えることも可能なんです。だから、大臣も堂々とそういうこと言ってんでしようけども、それは私は信頼性ができない。こういうふうと思つております。

それから、先ほど復興庁の方からですか。ありました、交付金の関係ね。これあれですか、先ほど線引きの問題も出ましてね、これ調査のほうと、書いてますが、線引きもされて6号国道から東と、これ話、今なってるわけですが、この前私もとことん言うまで、言

いますが、やはり6号国道、大熊町からあの直線から三角形って言うんですかな。そこにかけてちょっと高いです。空間線量ですよ。それから今度、双葉に行っても低くなるんですが、今度はまた、浪江近くになるとまた高くなるそうなんです。

こういった、その行くときと帰りが同じならいいんですが、私は変わるんですよ、このね。だから私はあえてこの線引きについてもね、先ほど道路があっから便利がいいみたいな話ではね、私は納得いかないんですよ。だからそういう意味っていったってね、明確なやっぱり私はね、答弁、欲しいっっちゃうことなの。われわれはその土地は何も入ってませんが、これはそうですね、6号、国道から100、2~300メートルありますか？ 東京電力から3.4ところに住んでるんですが。

そういうものをね、ことは、すでに私は線引きをするときにね、その広いとか狭いとかの問題でなくて、結果を計算してどうなるということが私はちゃんとやってんでないのかなと、こういうふうに私は感じてるわけです。今は今でも、先ほども質問に聞いたらね、これは便利がいい感じぐらいの話ではね、やっぱりこのね、あまりにもお粗末すぎますね。私は。

もう一度、この復興の問題について、これちょっと私は中間貯蔵の関係で、貯蔵されればという話なんでしょうけども、ここで自由度の高い交付金、これでこう載ってるわけです。これはね、今の出してるいろんな事業がありますね。そういったものも含めたような、さっき答弁のときに私は聞きましたが、もう一度明確なやっぱり答弁をお願いしたいです。

環境省：ありがとうございます。いろいろ追加のご意見ありましたけども、法制化については政府、国会も含めた最高意思決定ということでございますので、そこはなんとかご理解をいただければと思います。また、6号線、先ほどのお話と同じように、6号線で切るのではなくて、6号線の西側でも空間線量率高いとこあるじゃないかと。なぜそういうところも勘案しないのかというお話、これはいろんな方から実はいただいております。

ただもっと広く取るべきではないかとか。あるいは、先ほど言いましたように、6号というよりも、例えば、同じ行政区だったら行政区で取るべきじゃないかという意見もいただいているのは事実でございます。しかしながら、何回も申し上げますが、やはりどこかで。どこで切ってもという言い方、ちょっと語弊があるかもしれませんが、どこかでやはりこういう敷地境界っていうのは出るということをご理解いただきたいと思います。

今回、あくまでなるべく少ない、小さいところでなるべく効率的に配置も考えまして、こういう案を提示させていただいておるわけでございますので、ご指摘の点は私も十分理解しております。また同じような意見もいただいております。ただ、どこかでこうい

う形にしないとけないというものはなんとか、ご説明させていただいて、ご理解いただきたいというように思っておるところでございます。ありがとうございました。

参加者：すみませんが、このままでお願いします。今日のこの資料によって、ちょっとお聞きしたいなと思うんで、3点ばかりお聞きしたいんです。ということは、土地についてと、それから建物用途についてという件でちょっとお聞きしたいんですが、この帰還困難区域内の土地の現在使用できない状態。これは分かるんですが、これを入らされて復旧した、復興をなされると見込んでっていうことなんです、先ほどあれの中にもあったはずなんです、これはどういうふうな状態で誰が決めたんですか。一線引かなきゃなんねえってことは分かるんですよ。帰れないってことは、私もゼロということも分かるんですよ。だけでもここで、帰られることを見込んでっていう言葉も使ってあるんですよ。それで、中間貯蔵施設の用地になる人たちがみんな把握して分かっているのかなんだか。そして、もちろんこれは、これから協議して決めていくところであるのかなと自分は思うんですが、その1点と。

それから建物のほうなんですよね。私は今言ったように、私なんかは本当に東電との境から言うと、500メートルです。そんな関係上、よその土地では屋根の修理やってもらったんですよ。だけでも自分もやっていただきたいということで要請したんですが、線量がなくてできないよということなんです。これはなんともしょうがないですよ。で、これで、じゃあ、なんでそんななったんだと。そんなんだったらば、地震だけだったら自分たちもとうに復興してるよと。いうってことなんですがこの辺の今言った、修理のできなかった分と、それから修理のできたとこの差額が出てくっと思うんですが、その辺の話もちよっと聞きたいです。

それからあと1点、先ほどからいろいろなあれで、言うてんですが、この法制化という部分ですね。今みたいな、法制化というのはさっきも話したように、最終処分場というようなものをこれから法制化に乗せますよというんだと思うんですよ。法制化に乗せる、乗せることは簡単ですよ。先生方があれすればそれで終わりなんですから。だけど、30年後、果たして本当にそれを実行できるのか。さっきも出たようですが、それができるんですかということなんです。で、それができる、できないというよりも、肝心の土地になってしまえば、今、他県で受け入れるとこがないから今少し待とうと、というような言葉で持って行けば、ずっと長引いてしまってるじゃないかと。

それはそうだけでも、それやったからここで、先ほどちょっと、最終処分場っていうような形の言葉かなと自分は受け取ったんですが、そういうような先ほど言ったような形で進めていくのも国の仕事かなということをお願いして、その辺、お聞きしたいと思います。

環境省：3点ほどいただきました。最初のご質問は、この資料の4ページ目にあるものだと思います。「将来、復旧・復興が図られることを見込んで」というのはいったいどういうことなんだろうかと、そういうご質問ですよ。ちょっと左の下にグラフが描いてあって、ちょっとこれも言葉で説明しないといけないと思うんですが、先ほど、最初の説明のときにお話ししましたが、今、土地そのものがあったとしても使えない土地でありますね。誰かが買ったとしてもですね。それが未来永劫続きますということにすると、土地の価格は非常に厳しい、お値段が付かないかと思います。それでも、そういうことではなくて、いずれ使えるようになる。どのタイミングで復旧するのかな、復興するのかなという質問、最初にいただきましたけれども、どこかのタイミングでそういうことになれば、当然将来使える。今は、今日の時点、しばらくは使えないかもしれませんが、いずれ使えるような土地になるのでお値段は付けられるということを考えていて、そういうことを前提として評価をしたいということです。

現状が固定されると思うとそうはいかないんだけど、そうではないようなようにしたいというふうに思っているということがひとつ目です。

それから先ほど屋根の修理が、今敷地の中の500メートルぐらい中に入ったところに土地をお持ちなんですよ。原発から500メートルですか。失礼しました。屋根の修理をしたかったんだけど、できなかったということで、家の損傷がひろがってるんじゃないかということだと思いますが、今回の補償については、売却合意時点での状況に即して補償させていただくということです。いろいろな理由で価値は減ります。例えば地震の場合も自然災害なのでお金を払う人がいないということだと思いますが、原発の関係で中に入っただけで、屋根の補修もできなくてということについては、個別に算定されてるかどうかは別として、基本的には賠償されているものと理解をしております。その上で現状に即して、建物評価をして出すと。今、実際、土地とか建物、実際に物としてあるわけですので、それを現状で評価をして補償させていただくという考え方です。

法制化につきましては先ほどのご質問と同じなんですけれども、今、政府の取りうる最大限の手段です、法律を作るというのは、で、その手段を取ることによって対応を図るとい、意思決定を政府としてもしているということです。そこは大変申し訳ない、ご理解を賜りたい。ご理解をいただきたいという、以上の説明しかちょっとできませんけれ

ども、当然、法律を作っていく以上は、そういう趣旨にのっつて対応される部分だとは思っておりますけれども、ご理解をいただきたいということです。

参加者：すみません。で、土地について、今言ったように、今言ったっていうか今の中なんですが、これ、今言った、自分が言ったようにその土地に、中間貯蔵施設の中に触ってる土地の方。今、こうやって説明を聞いて初めて、ああ、そんな感じでやってくのかということも思ってると思うんですよ。これは誰も、こうしてください、ああしてくださいでね、上がこうやって来たわけですからね。で、これで納得いかないよと。それであれば中間貯蔵の施設は、よそに持ってってくださいと言われた場合、どのようなあれししていくつもりなんですかね。

環境省：ありがとうございます。これはほかの会場でも出ましたけど例えば、単刀直入に言いますと土地の価格はいくらぐらいになるのかというお話を、いろんなところで出ております。今のお話、どう算出するのかということと密接に関係しますが、実際の土地の補償額と申しますが、そういうものが現地の調査をさせていただかないと、これは分からない状況です。個々によって事情が違いますし、土地、それから建物、個別評価ということになりますので、大変申し訳ないんですが、現時点ではどうなるのかというのは分からない。いくらというのは個々の相対の話でございますし、今回、事業、説明会ということで全町民の方を対象にさせていただいておりますが、まだまだそこまで分からないというような状況でございます。

じゃあ、いつ具体的な話ができるのかという、ちょっと一歩先の話になりますけど、現段階施設の受け入れまではそういう話はできません。まずは個々の状況ですということと、仮に施設の受け入れしていただいたあとに、地権者の方の特定をしないとできません。どういう地権者がどこにどんな土地、建物をお持ちかという特定をしないとできませんので、その地権者の方の特定をしたのち、おそらく地権者の方々を対象に、この用地補償に関する説明会などを開催することになると思っております。

そういう個々のご事情もありますので、その結果に基づき補償ということになると思います。現時点では大変申し訳ございませんが、事業の説明ということで、今の段階では具体的なそういうお話はできないというのを、なんとかご理解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

参加者：資料の33ページ。この進め方についてのところで質問したいと思います。説明会26年の5月から始まったということで、それから27年の1月にはもう搬入と。その半年ち

よいの期間の中にもう全て始めようとしている。結論ありきのことじゃないですか。われわれ、農地のほうを見ると、田んぼ、河川、大熊から双葉の公共用地も含まれてます。農地でしたら、農地転用。そういうものを全部やって、初めてできるものだと思います。そういうのを一切、われわれに情報開示する気で、工事始めんですか。

あと1月という、本当に始めるのであるんでしたら、もうちょっと本当に具体的な数字であり、われわれはこんなにいら立ち、不安になってる、もとを本当に説明していただきたい。

環境省：ありがとうございます。資料の33ページ、私ご説明差し上げましたように27年1月と書いてございます。これはスケジュールありきではないかというご指摘でございます。スケジュール、もしそうだとすればそれまでにやることがいっぱいあって、このスケジュール感はどうなのかというご指摘がひとつ目と、それと、このスケジュールでもしやるのであればもっと具体的な数字、例えば用地の補償額等々も含めてですね、というお話だというふうに理解いたしました。スケジュールありきの、これは先ほどちょっと舌足らずで申し上げなかったかもしれませんが、これだけ、16平方キロメートルという広大な土地ですので、一度に用地の取得が物理的にはできないと思っております。やはり、例えば運び込んでからのいろんな工程がございますので、その運び込む工程に沿いながら用地の取得をします。あるいは交通との関係で用地の取得をしますという、順々に、段階的に取得をしながら工事を実施していくという形しか、取れないと思っております。

従いまして、いろんな、例えば田んぼがたくさんあるとか、その中で河川があって、河川をこう切り回すですとか、そういう工事もトータルの中では入ってまいります。まずは第1段目として、目標を持って、27年1月に搬入を開始したいというふうに考えておりますので、そのときには繰り返しになりますが、全部ではなくて、段階的に、段階的に、できたところからということになろうかと思えます。

それと1月、もうすでに始めるのであれば、もっと急ぐ必要があるんじゃないかと、具体的な数字等々とおっしゃる、まさにその通りでございます。私ども、昨年1月に大熊町さんで調査の説明会。それと双葉町さんでは7月から9月にかけて調査の説明会をさせていただいて、その後、現地で調査をしてきて、なかなか、いろんな方との調整もございまして、今になって事業の説明会になったというのは非常に、見えないということも含めましておわびを申し上げますが、なんとか少しでも1月に始めたいと思っております。そのためにはなるべく早く次のステップに行きたいと。次のステップと申しますのは受け入れの判断をいただいて、それから地権者の方の特定をして、用地の取得に入るというス

テップをなるべく早く踏みたいと思っております。繰り返しますが、それはもう、段階的に、徐々に、徐々に、徐々にと申しますのは、できたところから進む、できたところから進むということで考えておるところでございます。

参加者：ですから、30年っていう期間がですね、それいつから始まるんですか。段階的にやるんだったら、それが一番最初の搬入から30年なのか、それとも一番最後のダンプが入ってから30年なのか。これ教えてください。

環境省：ありがとうございます。段階的にやっていくのであれば30年。どんどん、どんどん月日がたっていくのではないかというお話でございます。私ども中間貯蔵施設は、大変申し訳ございませんが、福島県全体の除染に必要な施設だと思ひまして、一刻も早く造りたいと、造らせていただきたいと思っておるのは確かでございます。ただ、お相手がございます。いつから30年かというお話でございますが、搬入開始から30年と考えております。そういうこともございまして、一刻も早く、私どもとしては次のステップに進みたいというふうに考えておるところでございます。ご理解とご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

参加者：今のことにちょっと関連するんですけども、今、搬入のときから30年間、福島県内の汚染物質ですか、全部で2,200万立米。これがここに1点に、大熊、双葉に運び込まれるわけですけども、実際これ何年くらい考えてらっしゃるんですか。

それと福島県内から全部ここに集まるわけですね。ダンプが。当然6号線であったりとか、国道を全部通ってくるわけですね。当然その間、近隣の浪江だったりとか富岡であったりとか、楢葉町も田村市もそうです。当然それは交通、相当の渋滞であったりいろんな問題出てくると思うんですよ。で、そのときに結局近隣のところも復旧・復興で、じゃあ避難指示解除になって、早く町の復興、戻りたい。これはマイナスになってきますよね、必ず。で、そのロードマップっていうんですかね、タイムスケジュールは、工程表としてある程度、環境省さんのほうで、ある程度出来上がっているのかを教えてください。

環境省：輸送のお話で、資料の31ページに概略、載せさせていただいてるところでございます。2,200万立米メートル、最大で何年かかるのかと。実はまだ福島県内、除染が全部終わっているわけではございません。現在進行形で除染、あるいは廃棄物の処理をしておる

ところでございます。この質問、前回、この会場でもお受けしたんですが、実際のところ何年かかるかというのは、試算はまだできておりません。それは正直なところです。

で、トラックが何台いるのかというのもまだ、単純な計算では出ますが、実際これはいろんな町、村、あるいは市から毛細血管のように出てきまして、それが動脈になって大動脈になって、その先のものが中間貯蔵施設だということで、どの地点で、どの毛細血管にどれだけ血が通ってるかというのは除染の進行とともに、刻々変わるのもですから、何年かかるかというのは、これから除染の進行とともに精度を上げていくしかないと思っております。

それと、通行する市町村が渋滞するんじゃないかと。それをいかに避けていくか。例えば学校を避ける。あるいは人口集中地区を避けるということはものすごく工夫がいると思っております。また、そういうところも実際除染をしておる地区ですので、まさに除染しておる地区から出すということで、中継地点である、途中通るところであるとともに、除染をしている地域でもあるわけなんです。そういうのも考えながら全体的な輸送の計画をどう立てていくかというのは、非常に大きな問題だと思います。これは単にひとつ、ふたつの市、町、村だけではございませんので、これ全体の町、村、それと県全体の問題でもありますので、そういった意味でも関係機関。あるいは交通事故をどうするかというのもありますので、関係機関と連携を図っていかに渋滞を回避するか。

例えば浜通りでしたら、おそらく常磐道、国道6号ということがメインになろうかと思えますけど、そういうところをいかに、例えばコントロールしながらどうしていくかというのを、除染をやりながら、あるいは施設の完成度合いを見ながらやっていくことになろうかと思っております。今のところまだまだ、分からない点がございますけど、今後、除染の進捗とともに、あるいは中間貯蔵の進捗とともに、見当をどんどん、精度を上げていくということで、現在のところそれ以上のご回答をできないのを大変申し訳なく思っております。ありがとうございます。

参加者：すみません、申し訳ございませんでした。質問ではないですけども、まずこの場の、なんて言うんですかね、ありきがちょっと私の中で納得できていなくて、こちら側からいろいろ質問しますけども、そちら側の返答はまだできていないとか、これはまだだとかという一方、そちら側としてはこうしたいという話になって。これ、民間の交渉であつたらこんなことあり得ませんから。こちらから出ている質問の答えもちゃんと持ってきた上で交渉するのが、当たり前じゃないでしょうか。私はそう思います。

あと、30年っていう話になってますけども、誰がこれを守るんですか。法整備。法を整備すると言われてはいますけども、法はいくらでも変えれます。現に憲法だって変えようとしているじゃないですか。誰を信じればいいんですか。30年後、どなたが現役に残っていらっしゃるんですか。私は信じられないです。その体制が。以上です。

環境省：どうもありがとうございます。この場は、今まで私どもいろいろ調査をしてきた結果、中間貯蔵の配置、構造、安全対策あるいはもうひとつの資料にあります、土地への対応。生活再建・地域振興。できる限り説明させていただいて、皆さまの意見を伺おうかということで、そういうことで説明させていただいております。それと、法制化についても、何度も申し上げますけど、これが私ども、やはりお約束できる最高の手段だと思っております。以上でございます。

参加者：地権者の立場から質問いたします。時間がないので、準備してないですけど。

今、説明聞きますとね、建設ありきではない。建設ありきではないということ繰り返してはいますが、27年1月には搬入したいと言ってますよね。これは建設するということですよ。違いますか。ねえ。それがまだわれわれの意見はひとつも聞いてないですよ。地権者の意見が。今、ここで双葉町の町長さん、大熊町の町長さんおりますけどもね、県と町とは話し合いをしていたんですけどね、私たち地権者とは一切話してないんですよ。これ民主主義なんですか。これが。われわれはそれに従わなければならないんですか。追いつかなければならないんですか。

それとね、あとあんまり長くなりますのでしてないですけど、今、土地の補償についてなんですけど、この正常な取引ということがありますが、これはどういうことなんですか。あと、現在は使用できない状況にあります、と書かれていますよね。だれがこういう状況にしたんですか。誰の責任なんですか。こういうのを書くのおかしいじゃないですか。われわれに責任はないですよ。犠牲者ですよ。違いますか。

あと建物なんですけども、耐用年数。これはどれか補償をするようにしているのか。まだまだ質問したいことはありますが、今日は時間がないようなので、これで終わります。

環境省：どうもありがとうございます。ご意見。建設ありきではないか。先ほどの27年1月搬入ということは、建設ありきじゃないかとおっしゃってありました。それで、中間貯蔵施設、私どもはどう考えてるのか、造りたいのかどうかというご指摘でございます。私はこの施設は、福島県の復興、あるいは除染の推進のためには絶対必要な施設だと思っ

おります。しかし、受け入れありきと申しますがまだ、ご了解いただいております。なぜ地権者のところに来なかったのか、地権者がまず先じゃないかと、これ私もっとも、やはり最初には地権者のご了解がいただかないと何も進みません。今いただいたご意見ももっともだと思いますが、まだ地権者のところに直接アクセスできる、そういう情報もございませんので。いわゆる地権者の、先ほど申した特定というのはできておらない状況でございます。今回のご案内も町のほうからご案内行ったと思っております。従いまして、まず地権者の方とお話をする前に、これだけ大きな施設ですので、町民の方、あるいはそこに土地をお持ちの方全員にお知らせをさせていただいて、この事業の内容のご説明をさせていただいたわけでございます。

先ほどの方との繰り返しになりますけど、われわれとしては一刻も早く地権者の方の特定をいただいて、地権者の方と直接お話をさせていただきたいと思いますが、なにぶんまだ、受け入れオッケーをいただいてない段階でそういう情報を、私どもの、情報と申しますのは、地権者さまの情報も手元がないということでございます。

何回も繰り返しになりますが、本施設は私どもはぜひ造らせていただきたいと思っております。なぜかと申しますと、福島県の復興、除染には必要な施設だと私自身は強く思っているからでございます。従いまして、なんとかご理解をいただいて、進めさせていただきたいと思っておりますが、まだ今は、今回は施設の内容の説明であるということ、なんとかご理解をいただきたいと思っております。なんとか先のステップに早く進めるように、私ども努力をいたしますが、なにぶん相手さまのあるお話でございますので、そこはなんとかご理解をいただきたいと思っております。何度でもそれは繰り返し説明をする。お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

環境省：続いて土地の評価等についてですけれども、まず市場価値、市場価格と書いてあるけれども今、市場がないんじゃないかということですね。おっしゃる通りだということになるんですけれども、現時点において参考になる取引が行われている状況ではないんですけれども、現に土地はあります。そして、その価値は算定する必要があります。われわれ、最終的に決めなきゃいけないんですけれども、不動産鑑定士の意見も踏まえながらですが、近くの類似の土地で、今、地震直前などの取引事例なども参考にしながら、評価を勘案して設定をしていくという作業を繰り返すことになります。ですから今の時点での取引ということではありませんけれども、近年のあまり状況が変わってないものも踏まえつつ、勘案して算定するということです。

それと、今の時点で土地が使えないじゃないかというのは、誰のせいかというのはおっしゃる通りです。もうなんとも申し上げようがありませんけれども、そういう状況だからこそ、将来使えるような土地ということで評価をしたいと考えております。

環境省：建物の耐用年数は個別に見させていただかないとはっきりしません。

参加者：耐用年数が何を基準にしてるのかということなんですよ。

環境省：はい。一般的な建築のコンクリート造であるとか、木造であるとか。

参加者：何年間ですか。

環境省：それに基づいて決まっておりますけど、今、ちょっと細かい資料がお持ちしてありません。それぞれの点につきましてはまた個別に評価をする必要がありますので、その時点で必要に応じてご説明をさせていただきたいと思います。

参加者：中間貯蔵施設と盛んに言いますが、中間貯蔵施設、私は言葉遊びに思えてならないんです。で、30年後、県外に搬出するということですが、今日出席してる国の方々、30超えてると思います。あと30年後は定年になっていないはずで、今のうちに責任を担う回答を出していただきたい。それで、先ほどもどなたかお話ししてもらったけども、法律はいくらでも改正されるわけです。で、県外に、その搬出も引き受けるところはたぶんないはずで、そうすると、最終処分場になるんじゃないかという、そういう懸念があります。

で、やっぱりここで、われわれはふるさと大熊町、そしてまた双葉町、それぞれが皆さんふるさとなんです。ふるさとに大量の汚染物質を搬入されるわけです。そうすると、将来、住めるかもしれないという地域でさえ、住めなくなるのではないかという、こういう心配があります。

ですから今日はね、この施設のできる地域、その話がたくさん出てますけども、施設のできる以外の、大熊町民、双葉町民、全員を守る対応をお願いしたいと思います。以上です。

環境省：どうもありがとうございます。今のお話、おそらく最後の施設のできるどころ、皆さん共通されたと思いますけど、施設のできるどころ以外の両町民の方の将来と言いますか、その後どうするのかというお話だったと思います。確かに面積、あるいは人口にし

まして中間貯蔵施設、今回のお示ししています国道6号線から東のエリアは、人口的にもあるいは面積的にもふたつの町の中でも、パーセントというのは少ないというのは、私ども十分認識しております。で、中間貯蔵施設の外の方の将来。例えばまちづくり等々、どうしていくのかと。非常に重い問題だと思っております。これは中間貯蔵だけではなくて、将来の町のあり方、あるいは町の姿というものに密接に関連してくと思っておりますので、そのあたりも、今日例えばお話をしました、お手元の資料の8ページ、9ページ。例えば交付金などによる措置。あるいは両町で現在検討、復興庁もサポートして検討しております町の姿と、そういうものと合わせて私ども考えていきたいというふうに考えてございます。

ご指摘の点、ごもつともで、中間貯蔵施設というよりも、むしろ今後の町民の皆さまの将来の姿をどうしていくのかというもの、大変重い課題だと認識しておりますので、そのあたりもしっかりと受け止めていきたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

以上